

○名古屋市（サービス利用月の3月後以降の償還払い方式）から提供していただいた資料（P33～P43）

短期入所サービス振替利用（利用日数の拡大）について

みだしのことについては、平成12年3月24日付厚生省告示第93号により、これまでの短期入所（ショートステイ）の利用実態を踏まえ、2月に告示された短期入所の区分支給限度基準日数を超える利用が認められることとされたことから、名古屋市においても下記のように振替利用による短期入所サービスを開始しますので、お知らせします。

記

1 趣旨

要介護又は要支援と認定された被保険者の方のうち、短期入所サービスの利用限度日数を超えてそのサービスを利用しなければ、自立した日常生活を営むことが困難と認められる方を対象に、訪問通所サービスの利用に替えて、短期入所サービスの利用日数の拡大を認めるもの。（別添資料参照）

2 振替利用の方法等

振替利用を希望する方は、事前に区役所に「短期入所サービス振替利用承認願」を提出し承認を得る。

振替利用ができる期間は、要介護認定の有効期間内とする。

3 費用の支払い

振替利用による短期入所サービスに要した費用は、一旦全額を利用者が支払い、後日区役所から保険給付分の9割を償還する方法による。

4 振替利用の受付開始日

平成12年4月14日から。ただし、4月1日以降既に振替利用された方についても適用する。

短期入所サービス振替利用について

介護保険の短期入所サービスについて利用限度日数を超過して利用されたい方に、一定の条件のもと、訪問通所サービスに替えて利用日数の拡大が認められます。

短期入所サービス振替利用の対象となる方

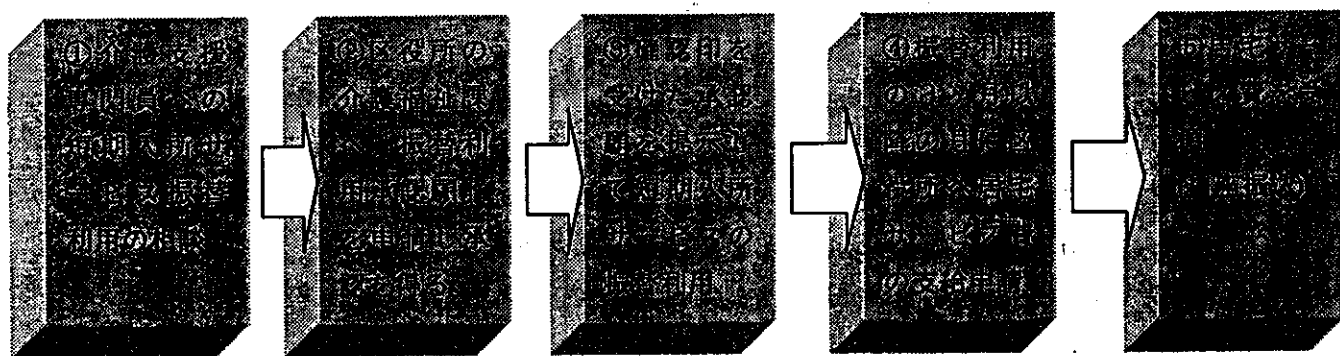
この制度の対象となる方は、要介護又は要支援と認定された被保険者のうちア～ウのいずれかの理由で、短期入所サービスの利用限度日数を超過して短期入所サービスを利用しなければ自立した日常生活を営むことが困難と認められる方です。

ア 要介護又は要支援と認定された被保険者が痴呆であること。

イ 要介護又は要支援と認定された被保険者と同居している家族又は親族が、高齢、疾病等であること。

ウ その他上記ア、イに準ずるやむを得ない理由により、居宅において十分な介護を受けることができないこと。

短期入所サービス振替利用の流れ



① あらかじめ居宅サービス計画の作成を依頼した介護支援専門員（ケアマネジャー）に短期入所サービスの振替利用について相談を行います。

② 「短期入所サービス振替利用承認願」に必要事項を記入してお住まいの区の区役所の介護福祉課に申請し、承認を受けます。承認の有効期限は、要介護認定の有効期間の終了日となります。

申請の際には、要介護認定期間中における短期入所サービスの利用予定を「短期入所振替利用計画表」にご記入下さい。

③ 振替利用により短期入所サービスを利用した場合の費用は、当該サービスを提供した事業者に一旦費用の全額を支払います。その際にサービス提供事業者から領収書及びサービス提供証明書が交付されますので、居宅サービス費の支給申請のときまで大切に保管しておいて下さい。

④ 支給申請は、「居宅介護（支援）サービス費の支給申請書（短期入所振替利用）」により

サービスを利用した月の3ヶ月以降の月からお住まいの区の区役所へ申請できます。
申請の際に必要なものは以下のとおりです。

- ・ サービス提供事業者が発行した領収書
- ・ サービス提供証明書（振替利用による短期入所サービスに係るもの）
- ・ 被保険者証
- ・ 区長の確認印を受けた承認願
- ・ 口座を確認するための預金通帳
- ・ 印鑑

- ⑤ 居宅サービス費の支給申請により給付される金額は、支払った費用の9割となります。
なお、この制度利用に係る費用の本人1割負担分は、高額サービス費の対象となります。

振替利用できる日数の算出方法

訪問通所サービスの単位数から短期入所サービスの日数への振替の算出方法は、1月あたりの訪問通所サービスの区分支給限度基準額から、当該月に実際に利用した訪問通所サービスの単位数を差し引いた単位数を、次に掲げる短期入所サービスの1日あたりの単位数で割って算出します。

なお、除して得た数に1未満の端数が生じた場合、端数は切り上げます。

ただし0.1未満の端数については切り捨てます。

1月に振替利用できる日数の上限は、短期入所の区分支給限度基準日数を含めて14日以内です。

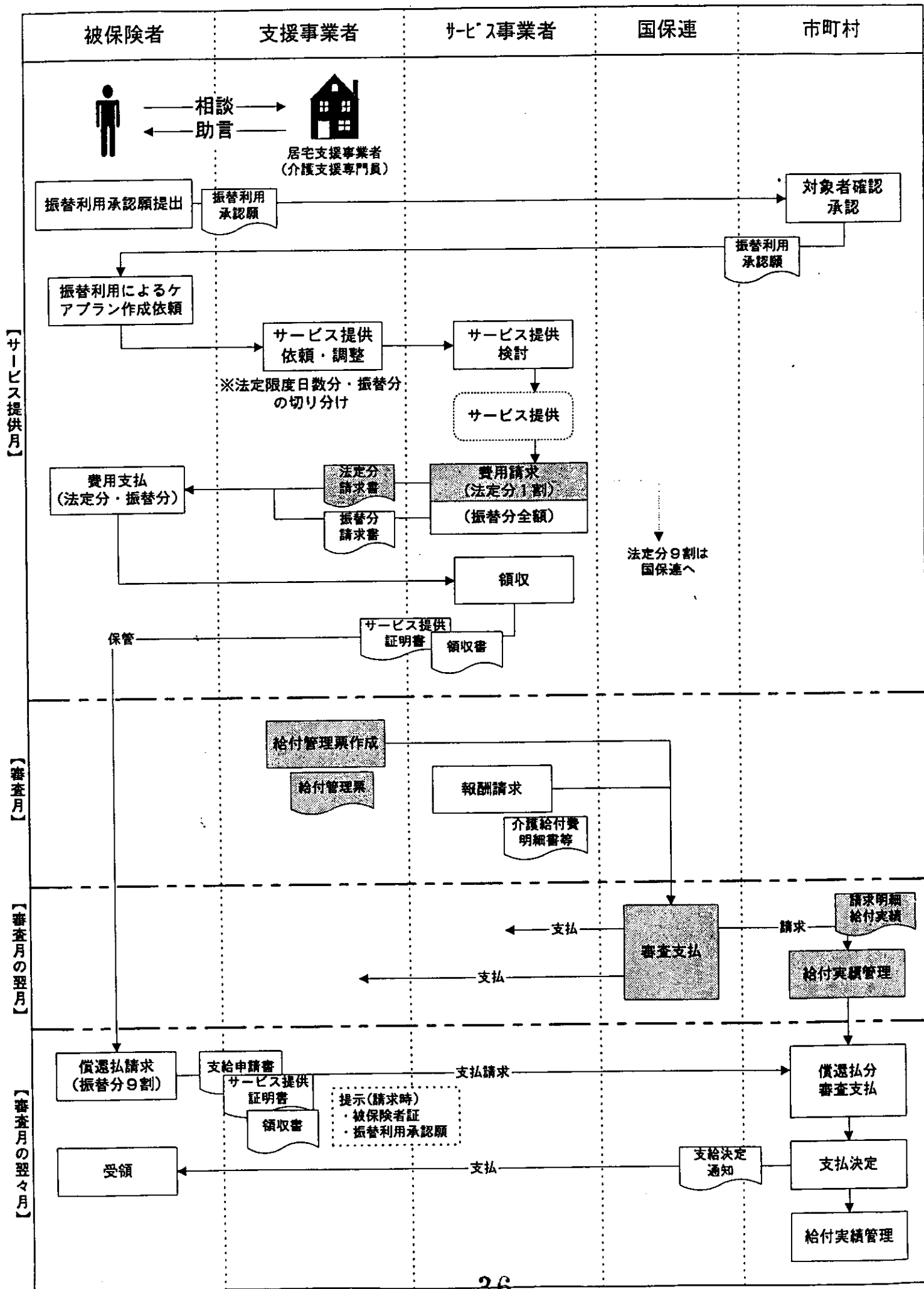
(1) 要支援	954単位	(2) 要介護1	984単位
(3) 要介護2	1,032単位	(4) 要介護3	1,079単位
(5) 要介護4	1,126単位	(6) 要介護5	1,173単位

短期入所サービス振替利用の留意点

- ① この制度を利用するためには、訪問通所サービスの支給限度額単位から訪問通所サービスの利用単位を差し引いて短期入所サービスに振替える給付管理をする必要があります。
ご利用にあたっては介護支援専門員とよくご相談下さい。
- ② 次回の要介護や要支援認定の更新申請の際に、その申請の3ヶ月、4ヶ月前の月に短期入所サービスの振替利用があった場合、短期入所の限度日数の「次期拡大措置（※）」が受けられない場合があります。

※「次期拡大措置」 要介護や要支援の更新、要介護状態区分変更申請の際に、申請月の3ヶ月前と4ヶ月前の月に短期入所サービス振替利用の適用がなく、訪問通所サービスの利用実績が区分支給限度基準額の6割未満であり、特別養護老人ホーム、病院、介護老人保健施設等又は指定痴呆対応型共同生活介護事業所に入所又は入院していた日が7日を超えていない場合に、次回の認定有効期間の短期入所の区分支給限度基準日数が要支援から要介護4の場合は2倍に、要介護5の場合は1.5倍に拡大される措置です。

短期入所サービスの振替利用について(流れ図)



【サービス提供月】

【審査月】

【審査月の翌月】

【審査月の翌々月】

短期入所サービス振替利用制度取扱要領

(目的)

第1 この要領は、居宅介護サービス費区分支給限度基準額及び居宅支援サービス費区分支給限度基準額（平成12年2月厚生省告示第33号。以下「支給限度基準額告示」という。）第3号及び第6号に基づき、訪問通所サービス区分に係る居宅介護サービス費区分支給限度基準額又は居宅支援サービス費区分支給限度基準額の短期入所サービス区分に係る居宅介護サービス費区分支給限度基準額又は居宅支援サービス費区分支給限度基準額への振替利用（以下「振替利用制度」という。）の取扱いを定めることにより、短期入所生活介護及び短期入所療養介護の利用の便宜及び促進を図り、在宅における継続的な介護を支援することを目的とする。

(対象者)

第2 振替利用制度の対象者は、次の各号のいずれかに該当することにより、支給限度基準額告示第2号又は第5号に定める日数（以下「本来限度日数」という。）を超えて短期入所サービス区分に係る居宅サービス（以下「短期入所サービス」という。）を受けなければ居宅において自立した日常生活を営むことが困難と認められる要介護被保険者等（介護保険法（平成9年法律第123号）第62条に規定する要介護被保険者等をいう。以下同じ）とする。

- (1) 当該要介護被保険者等が痴呆であること。
- (2) 要介護被保険者等と同居している家族又は親族が、高齢、疾病等であること。
- (3) その他前2号に準ずるやむを得ない理由により、居宅において十分な介護を受けることができないこと。

(対象者の確認)

第3 振替利用制度の適用を受けようとする要介護被保険者等は、振替利用制度の適用による短期入所サービスを受ける前に、当該要介護被保険者等の現に有する住所の区域を所管する区長（以下「区長」という。）に対し、短期入所サービス振替利用承認願（様式1。以下「承認願」という。）により振替利用制度の申出を行うものとする。

- 2 前号の申出には、予め当該要介護被保険者に係る居宅サービス計画を作成した介護支援専門員（居宅サービス計画を自己作成した場合は当該要介護被保険者等）が作成した当該要介護被保険者等に係る短期入所サービ

スの利用計画（本来限度日数における利用及び振替利用制度の適用による利用日数に係る計画をいう。）を記載した「短期入所サービス振替利用計画表」を添付しなければならない。

- 3 第1項の申出を受けた区長は、第2に該当すると認める場合は、承認番号を附し、確認印を押印して、当該申出を行った者に承認願を返付する。
- 4 区長は、前項により振替利用制度の承認をしたときは、当該要介護被保険者等を短期入所振替利用対象者台帳（様式2）に登載する。
- 5 第2項による確認は、振替利用制度の適用による短期入所サービスを利用する前に受けなければならない。
- 6 第2項による確認の有効期限は、当該要介護被保険者等に係る要介護認定等の有効期限とする。

（振替利用日数の算出）

第4 振替利用制度の適用による短期入所サービスの利用日数の限度は、1月あたりの訪問通所サービス区分に係る区分支給限度基準額から、当該月に現に利用した訪問通所サービス区分に係る居宅サービスについて算定される単位数の合計を控除して得た単位数を、次に掲げる単位数で除して得た数（当該数に0.1以上の端数が生じた場合の端数は切り上げ、0.1未満の端数については切り捨てるものとする。）とする。

なお、

- | | |
|----------|----------|
| (1) 要支援 | 954 単位 |
| (2) 要介護1 | 984 単位 |
| (3) 要介護2 | 1,032 単位 |
| (4) 要介護3 | 1,079 単位 |
| (5) 要介護4 | 1,126 単位 |
| (6) 要介護5 | 1,173 単位 |

- 2 前項による日数は、前項に関わらず14日を限度する。ただし、本来限度日数の範囲内の日数が残っている場合には、その日数も含め14日を限度とする。

（振替利用による短期入所サービスの利用）

第5 要介護等被保険者が、振替利用制度の適用による短期入所サービスを利用する場合は、第3第3項による確認を受けた承認願を指定居宅サービス事業者に提示するものとする。

- 2 振替利用制度の適用による短期入所サービスを利用した要介護被保険者等は、当該短期入所サービスに係る費用の全額を、当該サービスを提供し

た指定居宅サービス事業者に全額支払うものとする。

- 3 前項により短期入所サービスに係る費用の支払いを受けた当該指定居宅サービス事業者は、領収書及び振替利用制度の適用による短期入所サービスに係るサービス提供証明書（本来限度日数の範囲内の短期入所サービスに係るものとは別に作成したものに限る。）を、当該要介護等被保険者等に交付するものとする。

（振替利用制度の適用による短期入所サービスに係る保険給付）

第6 振替利用制度の適用による短期入所サービスを利用した要介護被保険者等に対する保険給付は、償還払方式によるものとする。

- 2 振替利用制度の適用による短期入所サービスを利用した要介護被保険者等は、当該短期入所サービスを利用した月毎に、利用した月の3月後の初日以降に、区長あてに介護保険居宅介護（支援）サービス費支給申請書（短期入所振替利用）（様式3）を提出するものとする。この場合において、当該申請書には、指定居宅サービス事業者から交付を受けた領収書及び第6大項に規定するサービス提供証明書を添付するものとする。

- 3 前項による申請書には被保険者証及び第3第3項の確認印を受けた承認願を提示しなければならない。

- 4 前項の申請を受け付けた区長は、前項の当該要介護等被保険者等に係る当該振替利用制度の適用による短期入所サービスを利用した月の訪問通所サービス区分に係る居宅サービスの給付実績に基づく振替可能利用日数以内の利用であることを確認した後、支払うものとする。

（委任）

第7 法令、基準限度額告示及びこの要領に定めるもののほか、振替利用制度に関し必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則 この要領は、平成12年4月14日から実施し、要介護被保険者等が平成12年4月中にサービスの提供を受けた短期入所サービスから適用する。

短期入所サービス振替利用承認願

平成 年 月 日

(あて先)名古屋市 区長

(申請者) 住所 _____

氏名 _____ 被保険者との関係 _____

被保険者又は被保険者の世帯員の状況は下記のとおりですので、短期入所サービス振替利用を承認願います。

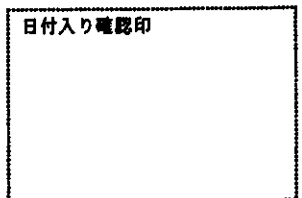
被保険者氏名			被保険者番号				
生年月日	明治・大正・昭和	年	月	日	性別	男・女	
住所	〒 _____ 電話番号 () _____						
要介護認定等	申請中 (新規・更新・区分変更)			認定済	有効期間開始日平成 年 月 日から		
	申請日平成 年 月 日				有効期間満了日平成 年 月 日まで		
振替利用を申請する理由 (該当するものに○をつける)	1 当該要介護被保険者等が痴呆であるため。 2 当該要介護被保険者等と同居している家族又は親族が、高齢又は疾病等であるため。 3 その他、1及び2に準ずるやむを得ない理由により、居宅において十分な介護を受けることができないため。 ()						
世帯構成 ※本人を含む		氏名	年齢	本人との関係	生活の状況(職業・心身状況・介護状況等)		
	世帯主						
	世帯員						

承認番号 _____ 号

上記のとおりと認め、短期入所サービス振替利用を承認します。

- 【承認期限】
- ①新規申請及び区分変更申請の場合は、当該申請に係る要介護認定等の有効期間の満了日まで
 - ②更新申請の場合は、更新後の要介護認定等の有効期間満了日まで
 - ③認定済の場合は、現在の要介護認定等の有効期間の満了日まで

名古屋市 区長



短期入所サービスの振替利用計画表

介護保険のサービスを利用した月	区分支給限度基準日数内の短期入所サービス利用日数	振替制度による短期入所サービス利用日数	短期入所サービス利用日数合計
(認定有効期間開始月) 月	日	日	日
月	日	日	日
月	日	日	日
月	日	日	日
月	日	日	日
月	日	日	日
月	日	日	日

居宅介護支援事業者名	事業者番号
------------	-------

- ※振替利用にあたっては、介護支援専門員（ケアマネジャー）とよく相談下さい。
- ※この表には、現時点（承認願の時点）での短期入所サービス利用予定日数をご記入下さい。実際の利用計画は別途作成が必要です。
- ※振替利用は、短期入所サービスの区分支給限度基準日数を利用し終わらないと利用できません。
- ※振替利用できる日数は、訪問通所サービスの利用実績に応じて異なります。なお、1月に振替利用できる日数の上限は、短期入所の区分支給限度基準日数を含めて14日以内です。
- ※次回の要介護や要支援認定の更新の際に、その申請の3ヶ月、4ヶ月前に短期入所の振替利用があった場合、短期入所の限度日数の次期拡大措置が受けられない場合があります。
- ※振替利用に要した費用は、一旦全額をサービスを提供した事業者にお支払いいただき、サービス利用月の3ヶ月以降の月に支払った費用の9割を区役所に支給申請します。

介護保険 居宅介護支援サービス費支給申請書 (短期入所振替利用) (年 月分)

フリガナ	-----		保 険 者 番 号	2	3	1		
被保険者氏名	-----		被保険者番号					
生年月日	明・大・昭	年 月 日生	性 別	男 ・ 女				
被 保 険 者 住 所	(電 話 番 号)							
サービスに要 した費用額(本 人支払い金額)	円							
申 請 理 由 等	振替利用による短期入所サービス 利用施設名称 []							
	振替利用日数 日 (平成 年 月 日～平成 年 月 日)							
	承認番号 第 号 (承認確認年月日 年 月 日)							
(あて先) 名古屋市 区長 上記のとおり、関係書類を添えて 居宅 介護 支援 サービス費 (短期入所振替利用) の支給を申請します。 平成 年 月 日 住所 申請者 氏名 ㊦ 電話番号								

- 注意
- ・この申請書はサービスを利用した月から3ヶ月後の月から区役所へ提出できます。
 - ・この申請書の裏面に短期入所サービス振替利用願(区役所の確認を受けているもの)、該当月分の領収書及びサービス提供証明書も併せて添付してください。
 - ・申請にあたっては申請者の印鑑、介護保険被保険者証及び申請者名義の預金通帳をお持ち下さい。(郵便局へは振り込めません)
 - ・申請書は、月単位で保険給付の種類ごとに作成してください。

なお、支給決定額は、下記の口座に振り込んで下さい。

振 込 先	銀行 信用金庫 信用組合		本店 支店 出張所		種 目	口 座 番 号		
	金融機関コード		店舗コード		1 普通預金			
					2 当座預金			
	フリガナ	-----						
口座名義人								

区役所処理欄

上記申請について決定してよろしいか。			申請入力(リスト)確認	領収証確認	通帳確認	区 分	備 考
平成 年 月 日						1 一般 2 支払い方法変更	
課 長	係 長	担当(決定入力)	担当(申請入力)	サービス提供 証明書確認	振替利用承認 願確認	保険料納付 状況	
決 定 額						未納保険料 有 ・ 無	

短期入所振替利用承認台帳

(様式2)

承認年月日		承認番号	被保険者番号	被保険者氏名	生年月日		承認期限		承認理由	居宅支援事業者	
年	月				日	年	月	日		事業所番号	事業者名称
			10						1	23	
			10						1	23	
			10						1	23	
			10						1	23	
			10						1	23	
			10						1	23	
			10						1	23	
			10						1	23	
			10						1	23	
			10						1	23	